

応募に際して確認いただきたいこと

1. 応募資格

すべての職種に共通し、年齢・性別・学歴・国籍は問いませんが、地方公務員法第16条に規定する欠格条項（以下1～3）に該当する人は、応募できません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）栃木市職員として懲戒免職の処分を受け、この処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2. 身分・服務

会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項に基づき任用される、非常勤職員です。任用されると、一般職の地方公務員となり、以下の規定が適用となります。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、職務に専念する義務、信用を保つ義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限等が適用され、違反すると懲戒処分等の対象となります。
- ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用を保つ義務等の服務規定は適用されますので、兼業内容について報告する必要があります。
（例えば、職務に専念する義務に支障をきたすような長時間労働を行わないように指導することがあります。）

3. 任用期間

- ・地方公務員法の規定に基づき、任用時はすべて条件付のものとなり、任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- ・勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、再度任用することがあります。

4. 任用の解除等

以下のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても任用を解除することがあります。

- （1）心身の故障等により、長期に亘って勤務できなくなった場合。
- （2）地方公務員法その他の法令による就業・服務基準に重大な違反を犯した場合。
- （3）その他、業務の遂行上の重大な欠格があった場合。
- （4）組織の改廃、予算の事情その他、市の都合により、雇用を継続することができなくなった場合。（その場合は、1か月前までに雇用解除の予告を行う。）

5. その他の注意事項

- (1) 応募資格を満たしていない場合、提出された書類に不備がある場合及び申込期限を過ぎて書類が到着した場合は受付できません。
- (2) 合格発表について、電話や郵便などによるお問い合わせにはお答えできません。
- (3) 応募書類は、返却いたしませんのでご了承ください。（責任廃棄いたします）
- (4) 障がいのある人で、選考を受ける際に、駐車場や会場等で配慮が必要な方は、必ず申込時に電話等で相談してください。（申込締切後に申し出があった場合、対応できないことがあります。）